

2008年4月20日

立命館大学学友会 登録団体規定

中央事務局
B K C 自治会サークル連合

はじめに

以下に登録団体の権利やルールを「登録団体規定」として定める。本規定は、登録団体に関する学友会の内規である。ただし本規定はあくまで暫定的なものであり、今後半年から1年を目処に課外会議、中央委員会で議論を深めていきたい。

また本規定を基にして対外的にも通用する登録団体の規約を上記の会議体や機構再編の議論の中で定めていきたいと考えている。

登録団体の位置付け

立命館大学の課外活動団体は、活動実績や規模によって、以下のように公認団体・同好会・任意団体・登録団体の大きく4つに区分されている。そして、登録団体は、その初歩的段階である。

■ 担当パート

衣笠キャンパスでは中央事務局（調査企画部サークル支援課）が、B K CではBKC自治会サークル連合が、登録団体の担当パートとなる。それぞれのパートは、登録団体の活動発展のための支援に努める。

■ 登録手続き

新たに登録を希望する団体は、衣笠キャンパス、びわこ・くさつキャンパス（以下B K C）のどちらかのキャンパスで、登録を行う。（活動が両方のキャンパスに及ぶ場合であっても、どちら片方のキャンパスのみで登録を行う。）

登録希望団体は、登録受付期間に両パートへ書類提出・ヒアリングを受けた後、中央委員会の承認をもって、登録完了となる。

■ 継続手続き

登録制度は年度更新であり、団体が次年度も活動継続を希望する場合、継続受付期間中に担当パートへ書類を提出し、継続手続きを行わなければならない。基本的に手続きを行わなかった団体は活動継続の意志が無いものと見なし登録を抹消する。

■ 昇格

登録団体から任意団体への昇格の要件については、学術・学芸・体育会それぞれの規定に従う。中央任意団体については、中央委員会で議論を行うものとする。

■ 解散

団体の都合により解散となった団体については、上記担当パートへの趣意書提出により、解散扱いとなる。

また、下記に示す「登録団体の守るべきこと」に対し、重大な違反があった場合や申請書類に虚偽報告があった場合には、担当パートは中央事務局・BKC自治会と検討の上、中央委員会の承認を経て団体を解散させることができる。

■ 個人情報保護

団体の個人情報の取り扱いについては、学友会個人情報保護規定を遵守する。

外部からの団体への問い合わせに対しては、担当パートが問い合わせ先の連絡先・所在を確認の後、当該団体へ連絡し、団体から問合せ先へ連絡してもらうようにする。

登録団体ができること

学友会に登録された団体は、学内で以下のことを行える。

- 衣笠キャンパスの課外活動掲示板、BKCのサークル掲示板へのピラ貼り
学友会に登録していない団体のピラは認められていない。
- 貸し出しロッカーの利用
- はめ看板の掲出
- 馬看板の掲出（BKC内のみ）
- 輪転機、裁断機、折り機の利用
中央事務局・BKCセントラルアクトオフィス・衣笠各学部自治会に設置されている課外活動用のものに限る。正課用輪転機等の課外活動目的での使用は禁止。
- ミーティング目的での教室利用（衣笠は週1回、BKCは制限なし）
- 開講期予約での施設利用（衣笠・BKCで利用できる施設が違う）
- 学内のスポーツ施設の利用
衣笠 ...第一体育館、北1グラウンドのどれかを週に1コマ
BKC...第一・第三グラウンド、第一・第二アリーナ、テニスコートの使用が認められている。ただし活動ジャンルに関係の無い施設の利用は出来ない。
また上記の施設に関してBKC所属登録団体にはサークル連合会議で施設調整が行われ、週1コマの施設保障が認められている。
施設調整後の空きコマは1週間前予約で利用することが出来る。
- 学内の音だし・表現・文化系施設の利用

衣笠 ...登録団体に上記施設の利用は認められていない。

BKC...アクトμ、セントラルアークフローリングルーム、リンクスクエア表現練習場L・リブロスペース・和室、アクト 表現練習場 ・暗室の利用が認められている。ただし活動ジャンルに関係の無い施設の利用は出来ない。また上記の施設に関してBKC所属登録団体にはサークル連合会議で施設調整が行われ、施設保障が認められている。

施設調整後の空きコマは1週間前予約で利用することが出来る。

- 登録団体名でのセミナーハウス(衣笠セミナーハウス、BKCエポック立命21)の特別料金での利用
- **新入生歓迎期間・学園祭期間**に企画を行うことができる(学内施設の利用や学友会費の援助についてはその年ごとの中央委員会の判断による)
衣笠キャンパスでは現在、**登録団体は新入生歓迎期間・学園祭期間以外**で学内の施設を利用して企画を行うことは**できない**。BKCでは、**登録団体であっても年中企画を行うことができる**。
- 学内で勧誘することができる(あくまで登録団体の権利として)
- その他、学内で施設、備品を利用できる
- 所属キャンパスの変更
所属キャンパスの変更は希望団体及び中央事務局(調査企画部サークル支援課) BKC自治会サークル連合の3者で話し合いの上、中央委員会の承認を経て決定する。
- 学内で募金・チケット販売が行える
これらについては、個別事案について、担当パートが慎重に判断する。

登録団体が守るべきこと

登録団体は、以下に示された事項を守らなければならない。事項が守られない場合、活動停止・解散を含めた措置をとることがある。

- 活動内容・目的が明確であること
- 法律に反する活動の禁止
- 営利活動の禁止
- 学内外を問わず、一切の暴力活動の禁止
- 外部団体への勧誘を目的としたサークル活動の禁止
- 団体としての責任の所在が明確であること
- 同じメンバーで幾つもサークルを作って権利拡大を狙う、「ダミーサークル」の禁止
- 団体活動が民主的に行われていること

- 結成時の団体構成員の過半数が立命館大学の学部生（院生・APU生は含まない）であること
- 会長・副会長・会計の役員を各一名ずつ立命館大学学部生の中から選出すること
- 会長・副会長・会計の役員の兼任の禁止（学友会所属団体の役員との兼任含む）
- 一時的ではなく、継続的な（サークルが後輩に引き継がれるよう）活動を行う、もしくはその意志があること。
- 明朗な会計活動（年間予算・決算報告）を行うこと
- 学内外の施設、備品利用に際して、その利用規定を守ること
- 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに中央事務局またはサークル連合に報告すること
- 学生オフィスに対して合宿・遠征などの企画に関する報告をすること
- BKCでの登録団体は月一回行っているBKCサークル連合会議へ必ず参加すること
- 衣笠の登録団体は継続時に担当パートにヒアリングを受けること

付記 本規定は、中央委員会の承認を受けることにより効力を発揮する。改定に関しては、中央委員会での承認を必要とする。